

# 太陽光発電設備を設置された皆様へ

--- 太陽光発電設備等（再生可能エネルギー発電設備）にかかる課税について ---

## 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業を営んでいる方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の事業用の資産を「償却資産」といいます。この償却資産は地方税法の規定により申告が義務づけられており、土地や家屋と同様に固定資産税として課税されます。

## 太陽光発電設備にかかる償却資産の申告について

太陽光発電設備は、固定資産税の課税の対象となる償却資産に該当する場合があります。

償却資産となるものは申告が必要です。下記をご覧ください、対象となる資産を所有されている場合は申告をお願いします。

### 【設置者および発電規模別の申告区分】

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	家屋の屋根などに太陽光発電設備を設置して発電量の全量または余剰を売電する場合は、売電のための事業用資産となり、発電に係る設備は <u>償却資産として申告の対象となります。</u>	売電するための事業用資産にはならないため、 <u>償却資産として申告の対象となりません。</u>
個人 (事業用)	個人であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず、 <u>償却資産として申告の対象となります。</u>	
法人	事業の用に供している資産となるため、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず、 <u>償却資産として申告の対象となります。</u>	

### 【申告対象となる償却資産】

太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計など。

※建材型のソーラーパネル（屋根自体が太陽光パネル）は、家屋として評価されますので、償却資産の課税対象にはなりません。

## 償却資産の申告

償却資産として申告の対象となる発電設備をお持ちの方は、次の書類を提出してください。

（提出書類）

- ・償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- ・種類別明細書（増加資産・全資産用）

### 【お問い合わせ先・提出先】

〒728-8501

広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市 市民部 課税課 資産税係

TEL 0824-62-6124

FAX 0824-62-6345